

# 4月1日確認申請受付から

## 書式が変わります！

3月31日までに事前審査を行い、4月1日以降に本申請に切替となる物件は、新書式への対応が必要になります。

iGate をご利用の場合：

- ・4/1以降、新書式へ仕様が変更されます。
- ・入力画面が更新され、また4/1以降に出力したものは新書式となります。
- ・旧書式で入力し、新書式での出力となる場合は、追加となる項目についてご確認ください。

### ※追加項目

- ・建築面積算定の基礎となる建築面積：全物件対象
- ・容積率算定除外部分(認定機械室、その他法令による除外)：該当建物のみ

・3月中に書類を提出し、4月以降本申請となる場合は、差替えが必要となります。審査担当者にご相談ください。

10. 建築面積 ※

※「合計」は当項目の「申請部分」と「申請以外の部分」の合計

	申請部分 ※		申請以外の部分		合計 ※	
イ. 建築物全体	30	m <sup>2</sup>	1.23	m <sup>2</sup>	31.23	m <sup>2</sup>
ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積	24.24	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	24.24	m <sup>2</sup>
ハ. 建蔽率	20.91	%				

申請書第3面 10欄

「建蔽率の算定の基礎となる建築面積」が追加

※R5/4/1改正により倉庫等の大規模庇の緩和により、欄追加

※緩和の適用が無い場合はイとロは同じ数値となります。

※iGateでは旧イ欄の数値が新ロ欄へ反映され、新イ欄は空欄となります。4/1以降新イ欄への追加入力を行ってください。

11. 延べ面積

※「イ. 建築物全体」部分は、4面の10床面積の内容の合計と同じ値に

	申請部分					
イ. 建築物全体	24.24	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	24.24	m <sup>2</sup>
ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	0	m <sup>2</sup>
ハ. エレベーターの昇降路の部分		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	0	m <sup>2</sup>
ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	0	m <sup>2</sup>
ホ. 認定機械室の部分	11.03	m <sup>2</sup>	1.89	m <sup>2</sup>	12.92	m <sup>2</sup>
ヘ. 自動車庫等の部分		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	0	m <sup>2</sup>
ト. 備蓄倉庫の部分		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	0	m <sup>2</sup>
チ. 蓄電池の設置部分		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	0	m <sup>2</sup>
リ. 自家発電設備の設置部分		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	0	m <sup>2</sup>
ヌ. 貯水槽の設置部分		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	0	m <sup>2</sup>
ル. 宅配ボックスの設置部分		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	0	m <sup>2</sup>
ヲ. その他の不算入部分	5.6	m <sup>2</sup>	1.1	m <sup>2</sup>	6.7	m <sup>2</sup>
ワ. 住宅の部分		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	0	m <sup>2</sup>
カ. 老人ホーム等の部分		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	0	m <sup>2</sup>
ヨ. 延べ面積 ※	24.24	m <sup>2</sup>				
タ. 容積率 ※	20.91	%				

申請書第3面 11欄

認定機械室：行政庁の認定により容積率不算入となる部分

その他の不算入部分：建基法令以外の法令により容積率不算入となる部分

12. 建築物の数